

令和 5 年 9 月

感染症を考慮した避難所開設・運営マニュアル

はじめに

令和 2 年 4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の流行期においては、災害時に避難所を開設、運営をするにあたり、密閉、密集、密接の 3 つの密を避ける等、感染症対策の徹底が求められました。

令和 5 年 5 月 8 日には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症へ引き下げられ、今後の対策は、これまで行ってきた感染症対策からの教訓を踏まえ、個人や運営側の判断に委ねられた感染症対策となります。

しかし、今後新興感染症が発生した場合には、その時々¹の医学的知見等を踏まえながら、5 類移行前の新型コロナウイルス感染症への対応が参考となるため、コロナ禍で得た知見やノウハウを感染症流行時の対応に活かすよう参考資料として残すものである。

なお、弾力的にマニュアルの見直しや避難所運営の改善は必要です。

<注意事項> 【資料 1】

現場に合わせたレイアウト・運営が良い。

本マニュアルには、必要な資機材として、次のものを記載しているが、新型コロナウイルスの蔓延に伴う経済活動の停滞や、財政状況によっては、必要な量や資機材の確保が難しいことが想定されています。無いものにこだわらず、現状の有るもので代替えて実施していくことが肝要です。知恵を出し合って、避難所の衛生環境を確保しましょう。

※準備する資機材

- ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型の体温計やサーモグラフィ
- ・パーテーションや間仕切り、簡易テント、段ボールベッド等
- ・マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ・避難所の区割りに使用するポール(2 m程度)と養生テープ
- ・感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品レインコート)

第1章 事前対策

1-1 住民への広報

- ・住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知

・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅に留まる

・避難所以外への避難を検討（事前に連絡をとりあって、親戚や知人宅へ避難）

- ・避難所へ来るときは、

・自宅で検温し、マスク着用の上、避難してくること

・体温計、予備マスク、消毒用アルコール、石鹸等の衛生用品を持参

・飲み物、食料、服用薬、着替え、タオル、毛布、スリッパ、ビニール手袋等を持参

・受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入【様式8】

- ・避難所の感染症対策（2m間隔の確保等）の周知

・受付で問診を行います。【様式1】

・感染症対策に有効とされる人と人との距離が2m間隔を保てるよう、避難所に定員を設けます。

・避難所では、手指消毒・こまめな手洗いの励行・定期的な換気や体調確認等を行います。

・発熱や体調不良のある避難者は、医療機関の受診を促します。

手順：①車中待機、専用スペースへの移動

②市災害対策本部への連絡

③医療機関への自力で移動

④医療機関での受診や検査

⑤検査結果の報告

・発熱や体調不良のある避難者のうち医療機関受診済みの方は、避難所内で個室、パーティションなどの専用スペースを確保するなどし、出来る限り隔離又は遠ざけるような対応をとりますが、その対応がとれない場合は、別の避難所へ移動することや、車中待機などをしていただきます。

・感染者が確認された場合は、恵那保健所と連携の上、その避難所を閉鎖し、施設内を消毒するとともに、別の避難所へ移動していただきます。

- ・避難所では、自宅療養者(感染者)や自宅待機者(濃厚接触者等)の受入れは行わないため、事前に恵那保健所(0573-26-1111 24時間対応)と相談していただくよう周知
- ・恵那保健所からの濃厚接触者の情報提供を基に、濃厚接触者専用の別の避難先を確保する
- ・濃厚接触者の予定していた避難先が被災した場合等、避難所で受け入れざるを得ない状況においては、適切な感染防止対策を実施

1-2 避難所のレイアウト作成【資料2】

- ・長期的な避難生活における避難者一人あたりの占有面積は、スフィア基準を参考に3.5㎡以上とすることを可能な範囲で検討する
- ・通路幅2m間隔を確保するレイアウトを作成するが、パーティションがある場合、通路幅1.3m(車いすの使用を想定、出入りできれば良い)を検討する
- ・避難所内の「居住スペース」の分散化を検討

- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用が重要
- ・教室が活用できる場合は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要

- ・発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、避難所入口の外に「事前受付」を設置
- ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置。専用スペースは個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーテーションや簡易テントを設け感染防止を図る

- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討
- ・飛沫感染防止のため、パーテーションの高さは2 m程度を確保
- ・専用スペースには、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい
- ・小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、できない場合は車中や別避難所への移動等を検討

- ・パーテーションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースにおいても積極的に活用
- ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け一方通行とすることが望ましい

第2章 初動期の対応

2-1 避難所内の区割りを実施する

- ・事前に決めた避難所開設者は、早めに避難所を開設
- ・事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2 m程度)や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置

- ・避難者が居住スペースに入る前には、2 m間隔を養生テープ等で示しておく
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要
- ・「専用スペース」には、パーテーションや簡易テントを設置

- ・発熱や体調不良のある方を完全分離

- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースの分離を確認
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認。また、動線は一方通行が望ましい

- ・パーテーションや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に活用
- ・専用スペースか、居住スペースかが一目で分かるよう、また、避難者自らが移動できるよう案内看板などがあると良い

2-2 事前受付の設置【資料3】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営
- ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置

- ・混雑防止のため、机の複数設置が望ましい
- ・密集にならないよう2m間隔を確保
- ・避難者のマスク常用、手洗い(消毒)を徹底

・発熱の有無や問診により体調不良を確認

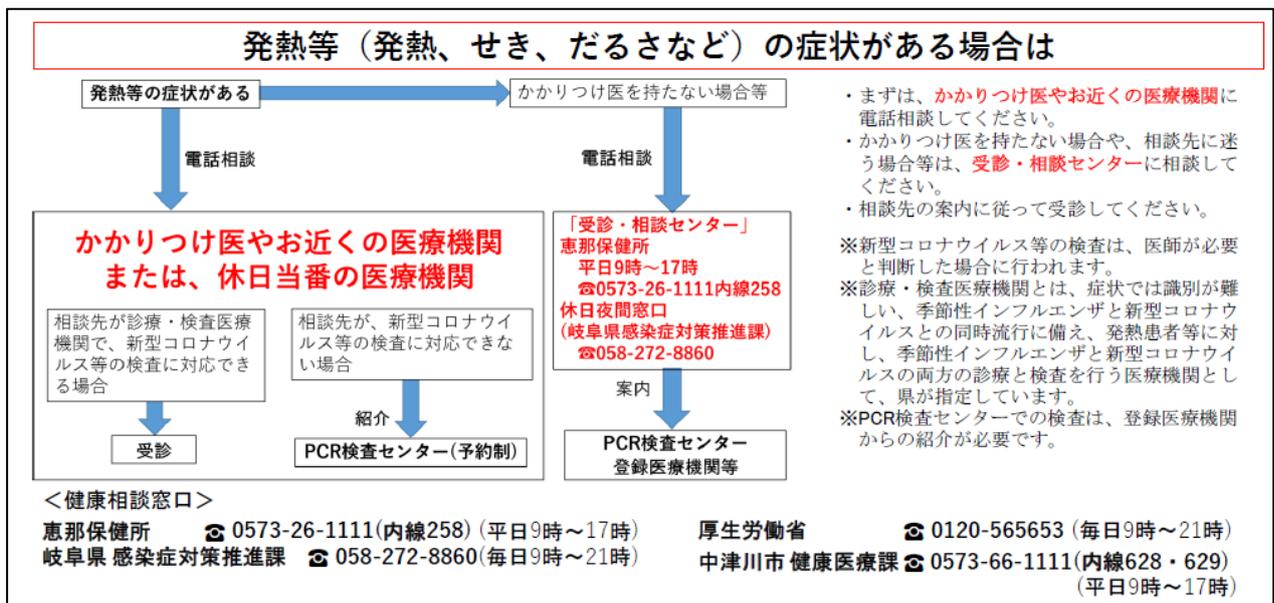
- ・非接触型の体温計が望ましい
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施
- ・検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着
- ・混雑を避けるため、手早く体温測定と問診を実施し、誘導を行う【全ての来所者に対して実施すること】
- ・実施後、施設内に入れる方は、消毒実施を促す

・事前受付の結果により、受付(専用スペース)又は総合受付(居住スペース)へ誘導

- ⇒発熱や体調不良のある方は、受付(専用スペース)へ誘導 ※場合によっては、車中へ
- ⇒発熱や体調不良のない方は、総合受付(居住スペース)へ誘導
- ⇒外来者(マスコミ、ボランティア、来所者)は、発熱や体調不良のない方は総合受付へ誘導し、要件や身分(肩書、住所、氏名、連絡先)を聞きとった上で、対応する。発熱や体調不良のある方は、感染拡大防止等の丁寧な説明対応の上、お帰りいただく。

- ・避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意
- ・発熱や体調不良のある方は、診察が必要であるため市災害対策本部と連携し、速やかに医療機関等への相談と受診を促す
 - ①基本自分や家族で該当する機関へ電話相談し、移動していただく
 - ②その症状に対して医療機関受診済みのケースは、受付(専用スペース)へ誘導
 - ③受診拒否等のケースで、病名がはっきりしない場合は、車中(徒歩の場合は、別室があれば別室)での待機を極力お願いする
- ・医療機関等へ移動するまでの間、車中や別室での待機をお願いし、極力避難所内へは入れない

※発熱や体調不良のある方の対応フロー



- ・事前受付の設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて、2 m間隔の区割りをを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認

・体育館に接続する廊下を使用する等、改めて事前受付を実施

2-3 受付又は総合受付を実施

- ・受付時の混雑を避けるため、事前に各家庭に配布してある「避難者カード」を受け取る

【様式8】

- ・「避難者カード」を未記入の避難者へは、記入をしていただき、受け取る
- ・施設内での感染症防止のための運営上の留意点や、生活上の留意点を簡易に説明の上、周知

【資料5】

- ・それぞれの避難者家族が生活していただくスペースへ誘導する

- ・記入に使用した鉛筆は、可能な限り1本1本、消毒を行う
- ・ここでも、混雑を回避するため、手早く実施するとともに、施設内での行動説明が長くなるようであれば、チラシ【資料5】を配布してもよい
- ・記入する机は、複数準備すると良い
- ・誰がどこのスペースに居るか把握しておくこと

- ・外来者（マスクミ、ボランティア、来所者等で、避難者ではない方）は、要件や身分（肩書、住所、氏名、連絡先）を聞きとった上で、要件に応じた対応を行う。

第3章 展開期の対応

3-1 運営の留意点

① 予防

- ・事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- ・保健師や地域からの衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- ・定期的に、換気、ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃を行い衛生環境の確保
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要【資料4】
- ・避難者に体調チェック表を配付し、毎日体温と体調を確認（1日3回）【様式2】
- ・発熱や体調不良のある方が発生した場合は、市災害対策本部と連携し、速やかに医療機関を受診（①基本は自分で移動 ②救急車 ③車中や別室で待機）
- ・ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知【資料5】

【個人の留意点】

- ・前後左右2 m程度の距離を確保
- ・手洗い、マスク常用（睡眠中もできる限り）、毎日の体温・体調を確認（ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底）
- ・避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

【避難所の留意点】

- ・アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
- ・30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- ・トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・**物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避（手渡し禁止）**
- ・ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

②感染者が確認された場合

- ・事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーテーションや簡易テント等で仕切りを設置
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施